

○常総衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する 条例

〔昭和37年5月9日
常総衛生組合条例第3号〕

改正	昭和37年10月10日	組合条例第3号	昭和41年3月3日	組合条例第1号
	昭和43年4月1日	組合条例第1号	昭和46年8月5日	組合条例第1号
	昭和46年11月18日	組合条例第3号	昭和49年8月26日	組合条例第2号
	昭和50年8月5日	組合条例第1号	昭和52年3月24日	組合条例第1号
	昭和54年6月7日	組合条例第7号	昭和55年2月25日	組合条例第1号
	昭和55年7月21日	組合条例第5号	昭和56年8月7日	組合条例第1号
	昭和58年7月19日	組合条例第2号	昭和61年6月6日	組合条例第1号
	平成12年6月29日	組合条例第1号	令和4年10月6日	組合条例第2号

第1条 常総衛生組合議会議長、副議長及び議員（以下「議長、副議長、議員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。

第2条 議長、副議長及び議員の報酬は、別表第1のとおりとする。

第3条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員には、その職についた日からそれぞれ報酬を支給する。

第4条 議長、副議長及び議員が年の中途において任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れたときは、月割りにより支給し、その月中途の場合は、その月の日数を基礎として日割りにより支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

第5条 議長、副議長及び議員が職務のため関係市の区域外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、組合議会に出席した場合は、費用弁償として日額2,400円を支給する。

2 前項の規定による旅費の種類及び額は、別表第2のとおりとする。

3 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年組合条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則（昭和41年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年1月1日から適用する。

附 則（昭和43年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年組合条例第1号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年組合条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年組合条例第1号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年組合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成12年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（令和4年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

区 分	報 酬 年 額
議 長	45,000円
副 議 長	42,000円
議 員	40,000円

別表第2

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 (1キロメ ートルに つき)	日 当 (1日に つき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料
						県 外	県 内	
議 長	実 費	実 費	実 費	37 ^円	2,400 ^円	14,000 ^円	12,000 ^円	1,700 ^円
副 議 長	実 費	実 費	実 費	37	2,400	14,000	12,000	1,700
議 員	実 費	実 費	実 費	37	2,400	14,000	12,000	1,700

備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、県内に宿泊したものとみなす。